

秋田県大麻取扱者免許等手数料徴収条例の一部を改正する条例について

1 改正内容

次の申請に係る手数料の額を引き上げることとする。（第2条関係）

（1件につき）

区分	改正前	改正後
大麻取扱者の免許の申請	6, 7 0 0 円	7, 3 0 0 円
大麻取扱者の登録の変更の申請	3, 2 0 0 円	3, 5 0 0 円
大麻取扱者免許証の再交付の申請	3, 2 0 0 円	3, 5 0 0 円

2 施行期日

この条例は、令和2年7月1日から施行することとする。

秋田県大麻取扱者免許等手数料徴収条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
(手数料の額) 第二条 手数料の額は、次のとおりとする。 一 法第五条第一項の規定による大麻取扱者の免許の申請 一件につき 七千三百円 二 法第十条第五項の規定による大麻取扱者の登録の変更の申請 一件につき 三千五百円 三 法第十条第六項の規定による大麻取扱者免許証の再交付の申請 一件につき 三千五百円	(手数料の額) 第二条 手数料の額は、次のとおりとする。 一 法第五条第一項の規定による大麻取扱者の免許の申請 一件につき 六千七百円 二 法第十条第五項の規定による大麻取扱者の登録の変更の申請 一件につき 三千二百円 三 法第十条第六項の規定による大麻取扱者免許証の再交付の申請 一件につき 三千二百円